

計画策定年度	平成29年度
計画変更年度	令和元年度
計画主体	日南町 日野町 江府町

日野郡鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日南町 農林課
鳥取県日野郡日南町霞800番地
0859-82-1114
0859-82-1478
s0550@town.nichinan.lg.jp

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日野町 産業振興課
鳥取県日野郡日野町根雨101
0859-72-2101
0859-72-1484
sangyou@town.hino.tottori.jp

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

江府町 農林産業課
鳥取県日野郡江府町大字江尾475
0859-75-6610
0859-75-3455
k_nourin@town-kofu.jp

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日野郡鳥獣被害対策協議会
鳥取県日野郡日野町根雨140-1
0859-72-1399
0859-72-1399
hino_choju@ybb.ne.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンアナグマ、ヌートリア、アライグマ、アオサギ・コサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、カワウ、ツキノワグマ
計画期間	平成29年度～令和元年度
対象地域	日野郡（日南町、日野町、江府町）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

指標	地域	被害の現状			
		品目	面積(a)	被害額(千円)	
イノシシ	日野郡	水稻、畦畔の掘り起こし、豆類	439.6	6,026.2	
	内訳	日南町	水稻、畦畔の掘り起こし、豆類	157.0	2,390.0
		日野町	水稻、畦畔の掘り起こし	165.2	2,193.4
		江府町	水稻、畦畔の掘り起こし	117.4	1,442.8
ニホンジカ	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
ニホンザル	日野郡	スイートコーン、豆類	0.89	42.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	スイートコーン、豆類	0.89	42.0
ニホンアナグマ	日野郡	トマト、スイートコーン	3.0	117.0	
	内訳	日南町	トマト、スイートコーン	3.0	117.0
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
ヌートリア	日野郡	水稻	15.5	230.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	水稻	14.0	217.0
		江府町	水稻	1.5	13.0
アライグマ	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
サギ類	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
カラス類	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	
カワウ	日野郡	—	0.0	0.0	
	内訳	日南町	—	—	
		日野町	—	—	
		江府町	—	—	

(2) 被害の傾向

○イノシシ

通年で被害が発生している。被害作物は水稻が主であり、そばや大豆、ジャガイモなどの被害も発生している。被害状況は食害及び踏付け被害が主であるが、畦畔や水路周辺部の掘り起こしによる被害も発生している。侵入防止柵の整備により、整備済の区域においては被害が減少している。しかし集落を大きく囲った地域や未整備の地域では被害が増加している。また林縁及び耕作放棄地に隣接する農地だけではなく、民家近くや民家の庭などでも被害が発生している。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日南町	被害額(千円)	1,774	2,966	5,064	1,143	2,390
	被害面積(a)	161	327	420	91	157
日野町	被害額(千円)	910	754	1,032	613	2,194
	被害面積(a)	31	68	91	55	166
江府町	被害額(千円)	946	718	2,261	926	1,443
	被害面積(a)	110	68	193	95	118

○ニホンジカ

平成27年頃から日南町、日野町では捕獲個体、ロードキル個体にメスが混ざりようになった。平成28年度は日南町において、植林地において若木の樹皮剥ぎが報告されている。鳥取県が行っている生息調査は、日野川左岸地域で実施していることが多く、日野郡鳥獣被害対策実施隊が行った日野川右岸での糞塊密度調査では、県の調査に比べ高い数値が確認されている。日野郡内でも一部地域においては、鳥取県の調査よりも生息密度が高いことが想定され、農林業への被害増加が懸念される。

○ニホンザル

平成25年から夏期に日南町の石見地区で、岡山県側から侵入したニホンザルの群れによる畑作物被害が発生した。平成26年は日野町金持でも同時期に被害が発生した。日南町石見地区では住民による追払い体制を構築し、平成28年は住民による早期発見、早期追払いにより被害拡大を防止できた。江府町はこれまで被害は発生していなかったが、平成28年度ははぐれザルによる小規模な被害が断続的に発生した。各町とも今後も被害発生が懸念される。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日南町	被害額(千円)	—	2	11	18	—
	被害面積(a)	—	1	1	1	—
日野町	被害額(千円)	—	—	55	—	—
	被害面積(a)	—	—	2	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	42
	被害面積(a)	—	—	—	—	1

○ニホンアナグマ

平成26年頃より、家庭菜園のスイートコーン被害が発生しているが、被害数値の把握はできていなかった。日南町では平成28年はトマトの食害およびビニルハウスの毀損、スイートコーンの食害が確認されたが、日野町や江府町でも家庭菜園の被害は継続している。今後被害の増加が懸念される。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	—	117
	被害面積(a)	—	—	—	—	3
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—

○ヌートリア

小規模ではあるが、田植え直後の苗及び野菜等の食害が断続的に発生している。
平成28年度は日野町において、被害が増加した。生息個体の増加が疑われる。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	11	—
	被害面積(a)	—	—	—	1	—
日野町	被害額(千円)	2	5	11	2	217
	被害面積(a)	1	1	1	1	14
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	13
	被害面積(a)	—	—	—	—	2

○アライグマ

生息は確認されていないが、近隣地域（南部町）での捕獲実績があり、今後の生息域の拡大による被害発生が懸念される。

○サギ類

田植え直後から水田に飛来し、苗の踏付け被害が発生している。
また、被害数値の把握は出来ていないが、日野川水系のアユ、ヤマメ等の食害が発生している。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日南町	被害額(千円)	55	55	22	—	—
	被害面積(a)	5	5	2	—	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	64	—	—	—	—
	被害面積(a)	6	—	—	—	—

○カラス類

田植え後の水稻の踏付け被害及び作付け直後の野菜苗、種子等の引抜き被害が発生している。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
日南町	被害額(千円)	28	28	46	—	—
	被害面積(a)	3	3	4	—	—
日野町	被害額(千円)	2	3	—	—	—
	被害面積(a)	1	1	—	—	—
江府町	被害額(千円)	63	—	—	—	—
	被害面積(a)	2	—	—	—	—

○カワウ

被害数値の把握は出来ていないが、日野川水系のアユ、ヤマメ等の食害が発生している。

○ツキノワグマ

近年、目撃数が増加している。農作物等への食害は発生していないが、圃場を横切った際の稲の踏付け被害が発生している。また平成29年度からイノシシ用のくくり罠や箱わなで錯誤捕獲されることが発生している。

(3) 被害の軽減目標

現状より30%の軽減を目標とする。

指 標	地 域	現状値(平成28年度)		目標値(令和元年度)		
		面積(a)	被害額(千円)	面積(a)	被害額(千円)	
全対象鳥獣	日野郡	461	6,416	320	4,480	
	内 訳	日南町	160	2,507	110	1,750
		日野町	180	2,411	125	1,685
		江府町	121	1,498	85	1,045

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： 町が指定した有害鳥獣捕獲員が捕獲を実施している。 <p>【捕獲機材の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： 日野郡鳥獣被害対策協議会が捕獲機材(箱わな)を購入し、各町に貸出している。各町は有害鳥獣捕獲員に貸出し、管理している。 <p>【捕獲従事者の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日南町： 狩猟免許所持者の増加に向け、取得に係る経費の半額補助を行っている。 	<p>【捕獲体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： 狩猟免許所持者の減少、高齢化により、今後、捕獲の担い手が少数化することが想定される。 <p>【捕獲機材の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町共通： 箱わなの設置場所、餌付け方法など、効果的な方法の理解を促進する必要がある。 またIGT機器による若手狩猟者の育成や捕獲の省力化について検討しており、一部試験運用中である。
侵入防止柵の設置に関する取組	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日南町： 個人的な設置や、小規模なグループ等による設置が主であり、突発的な被害に対して対応する取り組みが主であった。研修会等を受講することで、集落内での合意形成を図り、国庫事業等を活用して集落単位での侵入防止柵の設置を推奨していく。 ○日野町： 以前は小規模での取組が主であったが、H26年度以降は国庫補助事業を活用した集落単位での取組にシフトしている。設置主体者は野生動物の生態及び柵の設置講習等の受講により、被害防止に対する意識向上が図られている。 ○各町共通： 国庫事業等を活用し、集落単位での侵入防止柵の設置を推奨している。事業活用にあたっては、日野郡鳥獣被害対策協議会によるイノシシ対策の基本研修を受講すること、侵入防止柵の施工前研修または現地指導を受けることを原則としている。 	<p>【侵入防止柵の設置・管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日南町： 農地所有者の高齢化や、受益農家の減少等に伴い、設置や維持管理に係る経費、労力等の負担が増大している。 ○日野町： 農家の高齢化が著しく、設置及び管理に係る労力が大きな負担となっている。特に高齢化率の高い山間部の集落では、設置に係る労務提供が難しいことから取組みを断念する集落も多い。設置等に係る労力負担軽減を考慮した対策を求められている。

(5) 今後の取組方針

日野郡鳥獣被害対策協議会	<p>実施隊により次のとおり活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害等に対し、迅速な現地調査を行い、加害動物および侵入経路の特定を行い、有害鳥獣の生態・行動特性等の防止対策に必要な情報の提供及び効果的な対策の指導を行う。また定期パトロールにより被害状況の情報収集を行い、被害拡大防止を図る。 ○国庫事業、県事業を用いて侵入防止柵を設置する場合は、住民間の合意形成促進や効果を最大限発揮できるよう、日野郡鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策基本研修を必須としている。また計画策定時から住民と共に現地確認を行い、細部まで設計し、設置の際には設置前研修や現地指導を行い、侵入防止柵の効果が最大限発揮できるよう努める。 ○間雲な捕獲ではなく加害個体を捕獲するために、被害農地近くかつ地域住民の安全を確保した捕獲を実施する必要がある。そのため捕獲資材は箱わなとし、当協議会から貸し出を行うと共に、その運用方法や新規有害鳥獣捕獲員への指導を行い、効率的かつ効果的な捕獲を推進する。 ○現在の有害捕獲員が高齢化していることに加えて、新規で有害鳥獣捕獲員となる者も高齢化しており、10年後には有害捕獲員数が半減すると予測している。今後は少数の捕獲者で捕獲効率を高める必要があるが、これまでの有害鳥獣捕獲員のように長い期間をかけて技術向上する時間はない。そのため経験や技術を補完し、捕獲効率を高めるためにICT技術を積極的に導入し、少人数での効率的な捕獲が可能になるよう体制づくりを図る。 ○地域住民に対して、追い払い用煙火の講習会及び被害対策の研修会等を実施し、鳥獣被害防止活動の取組みを推進する。また、地域の生涯学習や児童を対象とした食育・環境教育等を通じて、農作物の鳥獣による被害を減らし、野生動物と人間が共生できる地域づくりを目指し、野生動物の生態、かわり方を啓発する。 ○鳥獣被害対策における人員の不足を明確にし、その不足を補えるような鳥獣被害対策を通じた都市農村交流や農学連携などを関係機関と企画するよう検討する。
日野郡各町	<ul style="list-style-type: none"> ○集落単位での住民参加型被害対策を進める。広域的に侵入防止柵の設置を進め、効果的な防護を図る。 ○中山間地域等直接支払制度等を活用して、集落単位による侵入防止柵の設置及び設置後の維持管理に努めていく。 ○獣類は捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲員による捕獲活動を行う。 ○鳥類は捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲員による追い払い及び捕獲活動を行う。 ○今後も捕獲活動への支援を行い、捕獲活動の強化を図る。 ○追い払い活動への支援を行い、追い払い体制の維持を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ○有害鳥獣捕獲員は前年度狩猟登録をしたものに限り、町が指定する。 ○日野郡鳥獣被害対策協議会は各町を經由し、有害鳥獣捕獲員へ箱わな等の捕獲資材の貸与を行う。 ○日野郡鳥獣被害対策実施隊は直接的に捕獲は行わないが、有害鳥獣捕獲員の不足した地域や緊急を要する捕獲の際には、捕獲の補助(箱わなの運搬、維持管理)を行う。捕獲檻の設置、止刺しは有害鳥獣捕獲員が行う。 <p>【平成28年度狩猟登録者構成状況（平成28年12月現在）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種銃猟のみ登録</th> <th>ワナ猟のみ登録</th> <th>第1種銃猟・ワナ猟登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野郡</td> <td>8人</td> <td>64人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内訳</td> <td>日南町</td> <td>2人</td> <td>29人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>日野町</td> <td>6人</td> <td>17人</td> <td>12人</td> </tr> <tr> <td>江府町</td> <td>0人</td> <td>18人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table>		第1種銃猟のみ登録	ワナ猟のみ登録	第1種銃猟・ワナ猟登録	日野郡	8人	64人	34人	内訳	日南町	2人	29人	16人	日野町	6人	17人	12人	江府町	0人	18人	6人
	第1種銃猟のみ登録	ワナ猟のみ登録	第1種銃猟・ワナ猟登録																		
日野郡	8人	64人	34人																		
内訳	日南町	2人	29人	16人																	
	日野町	6人	17人	12人																	
	江府町	0人	18人	6人																	

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度 ～令和元年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンアナグマ ヌートリア アライグマ サギ類 カラス類 カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなの整備。 ・ 日野郡鳥獣被害対策実施隊の構成員を狩猟免許保有者と非保有者で構成し、保有者の指導により狩猟免許の取得及び狩猟技術の習得を行い、有害鳥獣捕獲員の育成に努める。少人数での捕獲効率の向上と若手有害鳥獣捕獲員育成を目的にICT機器の活用を推進する。 ・ 外来生物については防除実施計画に基づき捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- イノシシ
イノシシの生息数は年内でも変動が大きく、気象条件及び環境条件によっても変動が大きいため、推定が困難である。そのため数値目標は設定しにくい。現状の被害農地や侵入防止柵を設置した農地周辺で加害個体を捕獲することにより、一定の被害抑制効果は得られていると考えている。近年の捕獲数が最も多かった平成26年度と同程度を目標に設定する。
- ニホンジカ
平成25年度末より捕獲頭数が増加し、平成27年にはメス個体も確認されている。日南町、江府町は近年の捕獲実績の約2倍を設定する。日野町は宝仏山近縁部での目撃、捕獲数が平成29年度から急激に増加し、糞塊密度調査でも非常に高い数値が確認され、自動撮影カメラでも幼獣を連れたメス個体が複数確認されている。これらのことから宝仏山近縁での急激な生息数増加が懸念されており、生息数の増加および生息域の拡大を抑止するため、日野町の推定生息数（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定調査業務報告書）の最大値217頭の約25%（50頭）を捕獲することとする。
- ヌートリア
各町で断続的に被害が発生しているが、捕獲数は減少傾向にある。ヌートリアに対しては地域からの完全排除を最終目標としており、過去5年捕獲数の最大頭数を設定する。

年度別捕獲実績数及び捕獲計画数

指標	地域	捕獲実績数					捕獲計画数			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
イノシシ	日野郡	168頭	346頭	441頭	318頭	489頭	450頭	450頭	450頭	
	内訳	日南町	79頭	92頭	184頭	137頭	219頭	200頭	200頭	200頭
		日野町	57頭	184頭	161頭	96頭	154頭	150頭	150頭	150頭
		江府町	32頭	70頭	96頭	85頭	116頭	100頭	100頭	100頭
ニホンジカ	日野郡	—	10頭	11頭	21頭	30頭	60頭	60頭	90頭	
	内訳	日南町	—	5頭	2頭	7頭	10頭	20頭	20頭	20頭
		日野町	—	—	3頭	3頭	10頭	20頭	20頭	50頭
		江府町	—	5頭	6頭	11頭	10頭	20頭	20頭	20頭
ヌートリア	日野郡	7頭	25頭	17頭	5頭	2頭	25頭	25頭	25頭	
	内訳	日南町	—	—	—	—	—	5頭	5頭	5頭
		日野町	1頭	1頭	11頭	2頭	—	5頭	5頭	5頭
		江府町	6頭	24頭	6頭	3頭	2頭	15頭	15頭	15頭

捕獲等の手段

- イノシシ・ニホンジカ
 - ・ 捕獲手段：囲いわな、箱わな、くくりわな及び銃を基本とする。
 - ・ 実施予定時期：通年
- ヌートリア
 - ・ 捕獲手段：箱わなを基本とする。
 - ・ 実施予定時期：通年

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

侵入防止柵の整備内容の設定の考え方

近年の侵入防止柵整備実績、集落からの要望数等を考慮し、整備内容を設定するとともに、計画的・効果的な整備を進める。

整備実績

(単位：m)

	地域		柵の種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	イノシシ	日野郡		ワイヤーメッシュ・金網柵	13,056	20,042	14,716	37,513
電気柵				26,325	19,940	25,580	27,260	31,817
ネット・トタン柵				1,302	315	1,440	350	500
内 訳		日南町	ワイヤーメッシュ・金網柵	8,836	9,003	9,895	16,480	8,417
			電気柵	11,965	7,170	15,460	19,910	8,950
			ネット・トタン柵	—	165	790	50	—
		日野町	ワイヤーメッシュ・金網柵	—	1,925	521	9,989	—
			電気柵	8,000	9,000	1,120	750	2,300
			ネット・トタン柵	—	—	—	—	—
		江府町	ワイヤーメッシュ・金網柵	4,220	9,114	4,300	11,044	7,816
			電気柵	6,360	3,770	9,000	6,600	20,567
			ネット・トタン柵	1,302	150	650	300	500

整備計画

	地域	整備内容						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度				
イノシシ	日野郡		ワイヤーメッシュ柵等	35,035m	ワイヤーメッシュ柵等	32,500m	ワイヤーメッシュ柵等	30,500m
			電気柵	17,470m	電気柵	13,900m	電気柵	11,800m
	内 訳	日南町	ワイヤーメッシュ柵等	12,250m	ワイヤーメッシュ柵等	10,000m	ワイヤーメッシュ柵等	8,000m
			電気柵	9,800m	電気柵	7,000m	電気柵	5,000m
		日野町	ワイヤーメッシュ柵等	10,285m	ワイヤーメッシュ柵等	10,000m	ワイヤーメッシュ柵等	10,000m
	江府町	電気柵	970m	電気柵	300m	電気柵	300m	
		ワイヤーメッシュ柵等	12,500m	ワイヤーメッシュ柵等	12,500m	ワイヤーメッシュ柵等	12,500m	
			電気柵	6,700m	電気柵	6,600m	電気柵	6,500m

注) ワイヤーメッシュ柵等にはネット柵も含む。

(2) その他被害防止に関する取組

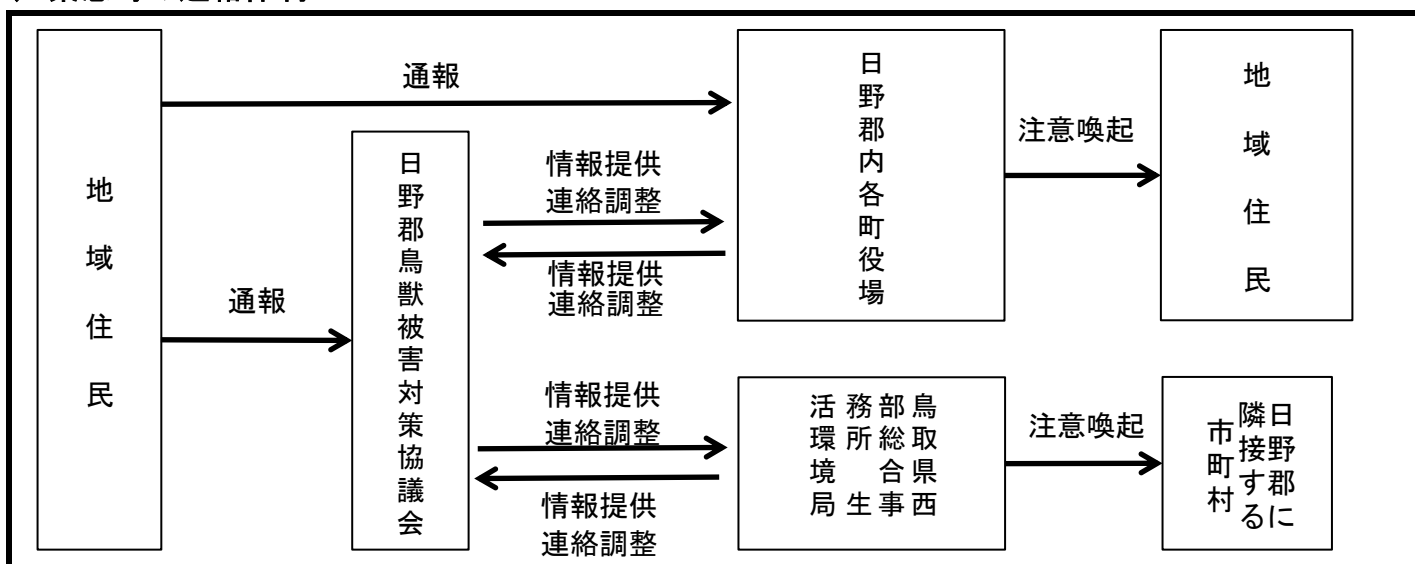
年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度 ～平成31年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンアナグマ ヌートリア アライグマ サギ類 カラス類 カワウ ツキノワグマ	日野郡鳥獣被害対策協議会実施隊が主体となり、次のとおり取り組む。 ・ 侵入防止柵の適切な維持・管理の指導 ・ 農作物残さ、生ゴミ等の除去指導 ・ 追い払い用煙火講習会の開催 ・ 被害防止対策等の講習会の開催

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日南町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、防災無線による注意喚起
日野町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、防災無線による注意喚起
江府町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、防災無線による注意喚起
鳥取県西部総合事務所生活環境局	各関係機関との連絡・調整、情報提供、隣接市町村への注意喚起
日野郡鳥獣被害対策協議会	関係各機関との連絡・調整、情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 : 日野郡鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割
日南町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
日野町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
江府町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
鳥取西部農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、農業者への防除対策の啓発等
鳥取県農業共済組合西部支所	有害鳥獣関連情報の提供等
日野郡猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲技術指導等
日南町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供等
鳥取日野森林組合	有害鳥獣関連情報の提供等
日南町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
日野町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
江府町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
鳥取県西部総合事務所生活環境局	鳥獣の保護、狩猟に関する情報提供及び指導等
鳥取県西部総合事務所日野振興センター	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営

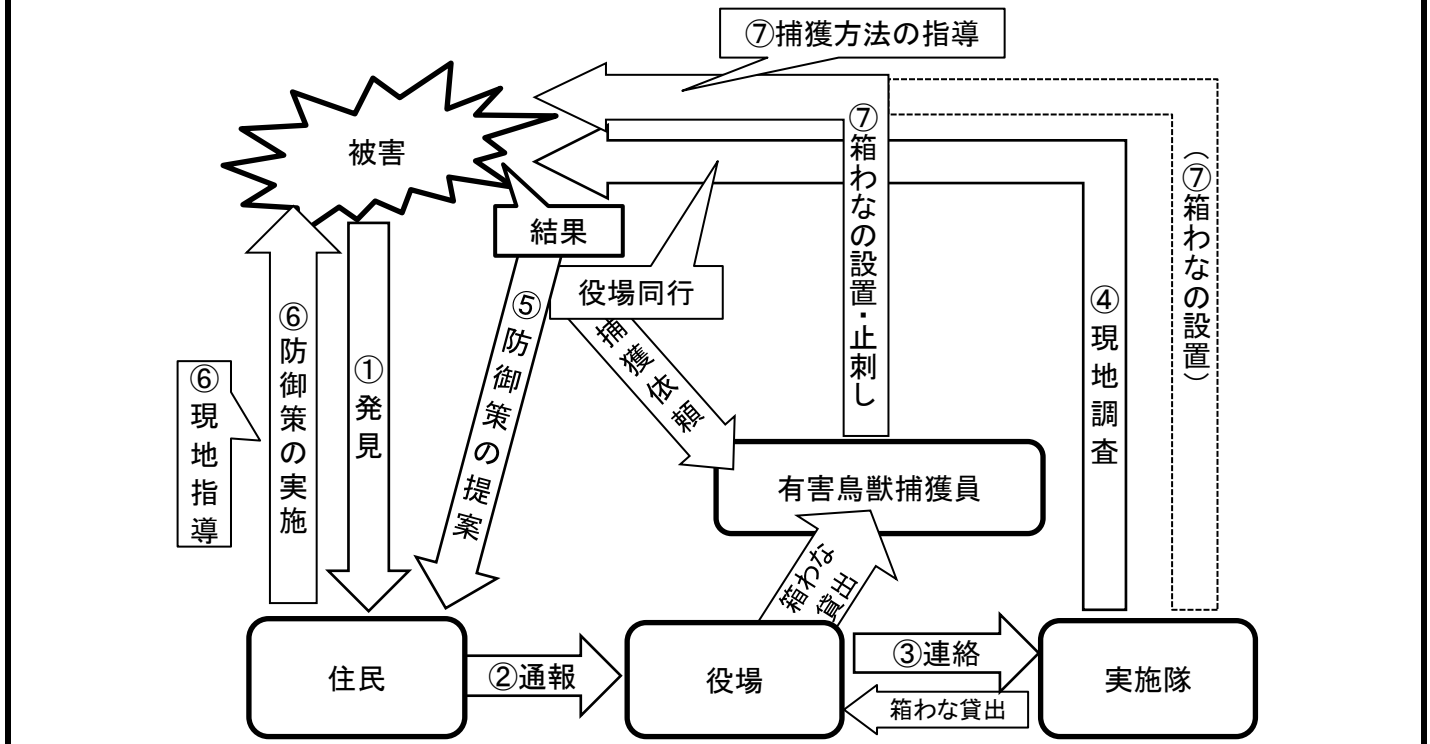
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県生活環境部緑豊かな自然課	鳥獣の保護、狩猟に関する情報提供及び指導等
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター	有害鳥獣被害対策の情報提供及び技術支援等
各町猟友会等	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣の捕獲

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

日野郡鳥獣被害対策協議会は3町から任命された隊員で構成する実施隊（チーフ1名、隊員3名）を設置し、広域的に対策に取り組む。取組としては、次のとおりである。

- 被害等に対し、迅速な現地調査を行い、加害動物および侵入経路の特定を行い、有害鳥獣の生態・行動特性等の防止対策に必要な情報の提供及び効果的な対策の指導を行う。また定期パトロールにより被害状況の情報収集を行い、被害拡大防止を図る。
- 国庫事業、県事業を用いて侵入防止柵を設置する場合は、住民間の合意形成促進や効果を最大限発揮できるよう、日野郡鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策基本研修を必須としている。また計画策定時から住民と共に現地確認を行い、細部まで設計し、設置の際には設置前研修や現地指導を行い、侵入防止柵の効果が最大限発揮できるよう努める。
- 闇雲な捕獲ではなく加害個体を捕獲するために、被害農地近くかつ地域住民の安全を確保した捕獲を実施する必要がある。そのため捕獲資材は箱わなとし、当協議会から貸し出を行うと共に、その運用方法や新規有害鳥獣捕獲員への指導を行い、効率的かつ効果的な捕獲を推進する。
- 現在の有害捕獲員が高齢化していることに加えて、新規で有害鳥獣捕獲員となる者も高齢化しており、10年後には有害捕獲員数が半減すると予測している。今後は少数の捕獲者で捕獲効率を高める必要があるが、これまでの有害鳥獣捕獲員のように長い期間をかけて技術向上する時間はない。そのため経験や技術を補完し、捕獲効率を高めるためにICT技術を積極的に導入し、少人数での効率的な捕獲が可能になるよう体制づくりを図る。
- 地域住民に対して、追い払い用煙火の講習会及び被害対策の研修会等を実施し、鳥獣被害防止活動の取組みを推進する。また、地域の生涯学習や児童を対象とした食育・環境教育等を通じて、農作物の鳥獣による被害を減らし、野生動物と人間が共生できる地域づくりを目指し、野生動物の生態、かかわり方を啓発する。
- ニホンジカの生息状況調査を行い、現況の把握と有効な被害対策を検討する。
- ICTによる捕獲技術の効果的な運用を目的に試験導入し、蓄積した知識・技術の普及を図る。
- 実施隊員を被害対策の指導者および有害鳥獣捕獲員となるよう、活動及び研修会等を通じ育成する。
- 鳥獣被害対策における人員の不足を明確にし、その不足を補えるような鳥獣被害対策を通じた都市農村交流や農学連携などを関係機関と企画するよう検討する。
- 被害発生時の実施隊の役割について(■ が実施隊)



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣は、現在捕獲者により埋設等の処理がされている。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

日野郡の主たる加害獣はイノシシであり、鳥獣被害対策は農地の防御を重視している。基本的に防御してもなお、農地を利用しようとする個体を捕獲するように考えているため、捕獲数は他地域に比べて少ない。現在、個人で食肉処理施設の認可を取り、食肉販売している施設はあるが、現状の捕獲数では捕獲者の自家消費の域を出ないと考えている。

公的機関による食肉処理施設は、現段階では経営が難しいと考えており、今後の生息状況や捕獲状況に合わせ必要に応じ検討する。